

平成14年6月5日

株主のみなさまへ

大阪市中央区上町一丁目3番10号



代表取締役社長 久保敏志

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成14年6月20日までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区馬場町2番24号
KKRホテル大阪 2階 白鳥の間
3. 会議の目的事項
報告事項 第13期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書報告の件
決議事項
第1号議案 第13期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（15頁から20頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（22頁から23頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎お願い 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(平成13年4月1日から)
(平成14年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

景気の長期低迷による個人消費の冷え込みとデフレ傾向が強まる中、企業の淘汰やM&Aが加速し、競争もますます熾烈なものとなってまいりました。当社を取り巻くキャラクター業界におきましては、アパレルショップの売上にキャラクター商品が大きく貢献するようになる等、異業種とのコラボレーションも進み、キャラクタービジネスへの新規参入企業も増え、業種の枠を超えて伸長しました。また、アミューズメント業界におきましては、アメリカで昨年発生した同時多発テロ事件の影響で海外旅行が手控えられる中、アミューズメントが身近で手軽なレジャーとして見直され来店者数が伸び、オペレーターの収益構造が向上しました。

このような状況のもと当社は、若い組織と顧客のニーズに迅速に対応できるという強みを最大限に活かし、全国のオペレーターへの密着した販売活動を展開しました。特にチェーン展開している有力オペレーターに対しては、これまでの担当者レベルからチーム制での販売体制をとりました。この結果、売上高上位80社で全体の売上の70%を占め、そのうちの7割の取引先への売上高が前期の実績を上回り、効率のいい営業活動を進めることができました。また、「頭文字(イニシャル)D」の商品が好調で、売上規模は291百万円にまで拡大し、当社の知名度も向上しました。

また、SP部門の状況は、株式会社イメージライフからの営業一部譲受けの効果もあり、105百万円の売上高をあげることができました。

その結果、売上高は5,523百万円(前期比125.5%)、経常利益は438百万円(前期比135.2%)、当期利益238百万円(前期比143.4%)と増収増益となりました。

業態別売上高

(単位：百万円、%)

期 別 業 態		当 期 自平成13年4月1日 至平成14年3月31日		前 期 自平成12年4月1日 至平成13年3月31日		前期末比較増減額	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前期比
オ ペ レ ー タ ー	メーカー系	588	10.7	507	11.5	81	116.0
	量販店系	364	6.6	278	6.3	85	130.8
	ショッピング センター系	604	10.9	435	9.9	168	138.7
	路面店	3,149	57.0	2,647	60.2	501	119.0
	遊園地等	104	1.9	91	2.1	13	114.4
ディストリビューター		607	11.0	394	9.0	213	154.0
S P 部 門		105	1.9	46	1.0	59	228.5
合 計		5,523	100.0	4,400	100.0	1,123	125.5

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額107百万円実施しております。

主な設備投資は、厚生施設（80百万円）の建築（平成14年5月完成予定）を実施しております。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資に係る所要資金は、自己資金および借入金を充当いたしました。

(4) 会社に対処すべき課題

長引く景気の低迷は、先行き不透明で変化の激しい不確実な企業環境が続くとともに、個人消費の回復は期待できず、一部では復調の兆しがあるものの、業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くものと思われま

す。当社はこのような環境を逆にチャンスととらえ、機動力をさらに強化することによって顧客対応能力を高め、シェアの拡大を推進いたします。また、商品開発・改廃をスピーディーに進めることによって、多様化する顧客ニーズに迅速に応え、オリジナル商品を充実させることによって収益力の増大を図ります。

これまで子供や女性だけのものであったキャラクター商品は、老若男女関係なく幅広い層に購入されるようになり、商品化されるアイテムも玩具・文具・雑貨等だけでなく、家庭用品から携帯電話アクセサリーグッズまであらゆるものが発売されております。IT化、グローバル化におけるキャラクターの役割は重要であり、2兆円といわれるキャラクタービジネスの市場規模はまだまだ成長することが予測できます。当社はプライズ機の景品を通じて、人々に夢を与えることをモットーとしておりますが、株主のみなさまのご期待にお応えできる企業として、社員一同総力を結集し業績の向上に努めてまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第10期 (平成11年3月期)	第11期 (平成12年3月期)	第12期 (平成13年3月期)	第13期(当期) (平成14年3月期)
売 上 高(百万円)	3,884	4,340	4,400	5,523
経 常 利 益(百万円)	324	436	324	438
当 期 利 益(百万円)	157	239	166	238
1株当たり当期利益(円)	885.91	76.07	49.54	70.96
総 資 産(百万円)	1,952	2,491	2,478	2,931
純 資 産(百万円)	1,006	1,552	1,642	1,848

(注) 1. 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております(当期から自己株式数を控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております)。

なお、平成11年7月22日付をもって額面金額500円の株式1株を額面金額50円の株式15株に分割しておりますので、平成12年3月期の1株当たり当期利益は、期首に分割があったものとして計算しております。

2. 平成12年3月期の純資産と総資産の増加には、公募増資による310百万円が含まれております。

2. 会 社 の 概 況 (平成14年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社はキャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー、家庭雑貨、携帯電話向けアクセサリ等の企画・販売を行っております。

(2) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区上町一丁目3番10号
東 京 営 業 所	東京都台東区蔵前四丁目33番7号
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区栄三丁目35番44号
福 岡 営 業 所	福岡市博多区吉塚二丁目16番11号

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 11,255,460株

② 発行済株式総数 3,422,365株

(注) 1. 当期にストックオプションに係る新株引受権の権利行使により、58,500株増加しております。

2. 平成14年2月28日開催の取締役会において、平成14年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、平成14年5月20日付で、その所有株式数1株につき1.3株の割合をもって株式分割(無償交付)をすることを決議しております。これにより増加する株式数は、1,026,709株であります。

③ 株主数 495名

④ 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
	(株)	(%)	(株)	(%)
久保敏志	1,737,455	50.76	—	—
ゴールドマンザックスインターナショナル	198,000	5.78	—	—
田中美晴	90,000	2.62	—	—
エスケイジャパン従業員持株会	76,450	2.23	—	—
八百博徳	45,550	1.33	—	—
澤田禎夫	31,000	0.90	—	—
久保三則	30,000	0.87	—	—
株式会社第一勧業銀行	30,000	0.87	—	—
モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルリミテッド	29,000	0.84	—	—
和泉真人	24,000	0.70	—	—

(注) 株式会社第一勧業銀行は、平成14年4月1日をもって株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割・合併により、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行となりました。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

単元未満株式（単位未満株式を含む）の買取りによる自己株式の取得

普通株式	500株
取得株式の総額	192千円

② 決算期における保有株式

普通株式	910株
------	------

(5) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	11名増	28.7才	3.5年

(注) 上記従業員数には、子会社への出向者は含まれておりません。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社サンエス	10百万円	100%	物品卸売業

② 企業結合の成果

連結対象の子会社は、上表に掲げた株式会社サンエス1社であります。

当期の連結売上高は6,393百万円（前期比125.6%）で、連結当期純利益は229百万円（前期比140.2%）となりました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が所有する当社株式の状況	
		持株数(株)	持株比率(%)
株式会社第一勧業銀行	142百万円	30,000	0.87
株式会社UFJ銀行	54	22,500	0.65
株式会社三井住友銀行	47	4,500	0.13
株式会社富士銀行	6	15,000	0.43

(8) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	久保敏志	
常務取締役	八百博徳	商品担当
取締役	中村英記	営業担当
取締役	久保山浩樹	㈱サンエス取締役
取締役	川上優	管理担当
監査役	柳瀬征	
監査役	西田昌弘	

(注) 監査役柳瀬 征氏は、平成14年3月31日付をもって辞任により退任いたしました。

貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,852,080	流動負債	1,014,946
現金及び預金	777,142	買掛金	448,997
受取手形	236,805	短期借入金	176,856
売掛金	664,148	一年以内返済予定長期借入金	51,492
商品	78,997	未払金	109,698
前渡金	19,941	未払費用	21,253
短期貸付金	54,500	未払法人税等	147,429
前払費用	1,997	未払消費税等	23,993
繰延税金資産	23,948	預り金	8,166
その他の流動資産	3,461	賞与引当金	26,017
貸倒引当金	△ 8,863	その他の流動負債	1,042
固定資産	1,079,717	固定負債	68,650
有形固定資産	799,284	長期借入金	22,438
建物	284,995	退職給付引当金	46,212
車両運搬具	6,745		
工具、器具及び備品	7,931	負債合計	1,083,597
土地	469,612		
建設仮勘定	30,000	資本の部	
無形固定資産	17,244	資本金	341,852
営業権	12,000	法定準備金	385,214
電話加入権	5,244	資本準備金	373,214
投資等	263,187	利益準備金	12,000
投資有価証券	82,650	剰余金	1,121,519
子会社株式	10,000	別途積立金	700,000
出資金	8,800	当期末処分利益	421,519
長期貸付金	8,000	(うち当期利益)	(238,930)
破産債権・更生債権等	11,985	自己株式	△ 385
長期前払費用	1,740	資本合計	1,848,200
保険積立金	122,085	負債及び資本合計	2,931,797
繰延税金資産	30,150		
その他の投資	6,510		
貸倒引当金	△ 18,735		
資産合計	2,931,797		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経常 損益 の部	営業収益		5,523,947	
	売上高			
	営業費用			
	売上原価	3,944,741		
	販売費及び一般管理費	1,128,868	5,073,610	
	営業利益		450,337	
	損 益 の 部	営業外収益		
		受取利息	1,481	
		受取家賃	9,142	
		その他営業外収益	12,264	22,888
営業外費用				
支払利息		6,001		
上場関連費用		10,099		
その他営業外費用	18,505	34,606		
経常利益			438,619	
特別 損益 の部	特別損失			
	固定資産売却損	114	114	
税引前当期利益			438,504	
法人税、住民税及び事業税		224,248		
法人税等調整額		△ 24,674	199,574	
当期利益			238,930	
前期繰越利益			202,769	
中間配当額			20,180	
当期未処分利益			421,519	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差益は資本の部に、評価差損は当期損失に計上する部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品……総平均法（月次）による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13～50年
車 両 運 搬 具	2～6年
工具、器具及び備品	2～10年

無形固定資産……営業権

商法の規定による最長期間（5年）で均等償却しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（責任準備金）および年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建予定取引

ヘッジ方針

将来の為替変動リスク回避のために行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性を評価しております。

- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

追加情報

(自己株式)

当期から「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書に関する規則の一部を改正する省令」(平成13年9月12日法務省令第66号)により、自己株式について、従来の資産の部から資本の部に表示を変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 子会社に対する短期金銭債権・債務

短期金銭債権 66,571千円
短期金銭債務 19,350千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 147,677千円

- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータシステムの一部についてリース契約により使用しております。

- (4) 担保に供している資産

建 物 217,019千円
土 地 379,760千円

- (5) 旧商法第280条ノ19に基づく株主総会の特別決議日、新株発行予定残数、発行価額、資本組入額および発行予定期間は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日	新株発行予定残数	発行価額	資本組入額	発行予定期間
平成11年3月9日	31,500株	200円	100円	平成13年9月1日から 平成15年8月31日まで
平成12年6月29日	84,000株	600円	300円	平成14年7月1日から 平成16年3月31日まで
平成13年6月22日	88,000株	412円	206円	平成15年7月1日から 平成17年3月31日まで

- (注) 新株発行予定残数とは、特別決議における新株発行予定数から既に権利を行使した株数および退職等により新株引受権を行使できない株数を減じた数のこととなります。

- (6) 1株当たりの当期利益 70円96銭

(注) 自己株式数を控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

- (7) 当座貸越契約

当社は、子会社の資金需要に応じるため、子会社(胸サンエス)と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の貸出未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 150,000千円
貸出実行高 50,000千円
差引額 100,000千円

3. 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

売 上 高 109,878千円
仕 入 高 62,620千円
営業取引以外の取引 15,290千円

利益処分案

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
当期未処分利益 これを次のとおり処分いたします。		421,519,453
利益配当金 (1株につき7円)	23,950,185	
役員賞与金 (うち監査役分)	7,900,000 (600,000)	
別途積立金	200,000,000	231,850,185
次期繰越利益		189,669,268

(注) 平成13年12月12日に20,180,730円(1株につき6円)の中間配当を実施いたしました。

監査報告書

私監査役は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第13期営業年度の取締役の職務の執行を監査するため、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例ではない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました結果、次のとおり報告いたします。

1. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書と合致しているものと認めます。
2. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
4. 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
5. 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
6. 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

7. 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関して指摘すべき事項は認められません。

平成14年5月8日

株式会社エスケイジャパン

監査役 西田昌弘 ㊞

(注) 監査役柳瀬 征氏は、平成14年3月31日付をもって退任いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。

以上

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 3,415個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第13期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類9頁から13頁に記載のとおりであります。

当社は、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

利益配分については、安定的かつ継続的な配当を実施すること、経営体質の強化と将来の事業展開に備え内部留保に努めることを基本とし、業績の進展状況に応じて、配当性向等を勘案のうえ、増配・株式分割等の方策により株主に対し、積極的に利益還元を行う方針であり、内部留保については、経営体質の強化とコスト競争力を高め、収益向上に不可欠な商品の企画開発及び販売の合理化投資に充当し、将来の事業展開に向けて有効に活用していく方針であり、当期の利益配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきますと存じます。

したがって、昨年12月に中間配当金として1株につき6円お支払いいたしましたので、当期の年間配当金は1株につき13円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設、株式消却特例法の廃止などがなされたことに伴い、現行定款第6条(額面株式1株の金額)を削除し、第8条の1単位の株式の数を1単元の株式の数に変更するとともに、第2項として単元未満株券の不発行の規定を新設し、第9条(名義書換代理人)、第10条(株式取扱規程)、第17条(取締役の選任方法)、第24条(監査役の選任方法)について所要の変更を行うものであります。

(2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、現行定款第7条(新株引受権の特例)、第29条(転換社債の転換により発行された株式に対する配当金)を削除するとともに、第11条(基準日)、第15条(議決権の代理行使)、第27条(利益配当金)、第28条(中間配当金)の規定につき所要の変更を行うものであります。

- (3) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が4年に延長されたことに伴い、現行定款第25条(監査役の任期)について所要の変更を行うものであります。なお、同法附則第7条に基づき、平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は従前の例(任期3年)によることとなります。
- (4) 当社株式の株式市場での流動性を高めるため、平成14年5月1日開催の取締役会決議により、平成14年7月1日をもって1単元の株式の数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、これに伴う規定の変更内容および効力発生日を附則に定め、適用期日経過後はこれを削除するものといたします。
- (5) その他、条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (額面株式1株の金額)</p> <p><u>第6条 当社の発行する額面株式の1株の金額は、金50円とする。</u></p> <p>(新株引受権の特例)</p> <p><u>第7条 当社は、取締役又は従業員に商法第280条ノ19の規定による新株引受権を付与することができる。</u></p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第8条 当社の1単位の株式数は、1,000株とする。 (新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 1. 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第6条 1. 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。 2. <u>当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 1. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、<u>単位未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、<u>単位未満株式の買取り</u>、その他株式に関する請求、届出の手続き及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 1. 当会社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、予め公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2. （現行どおり）</p> <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する請求、届出の手続き及び手数料については、<u>法令または本定款の他</u>、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第9条 1. 当会社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 \ (条文省略)</p> <p>第14条 (議決権の代理行使)</p> <p>第15条 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 (条文省略) (取締役の選任方法)</p> <p>第17条 1. 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任は、<u>議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条 \ (条文省略)</p> <p>第22条</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第23条 (条文省略) (監査役の選任方法)</p> <p>第24条 1. 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 \ (現行どおり)</p> <p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <p>第13条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の<u>株主または</u>代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第14条 (現行どおり) (取締役の選任方法)</p> <p>第15条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第16条 \ (現行どおり)</p> <p>第20条</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第21条 (現行どおり) (監査役の選任方法)</p> <p>第22条 1. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役の選任は、<u>議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 1. 監査役の任期は、就任後<u>3年</u>内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第27条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(「中間配当」という)をすることができる。</p>	<p>2. 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第23条 1. 監査役の任期は、就任後<u>4年</u>内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第25条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(「中間配当」という)をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(転換社債の転換により発行された株式に対する配当金)</u></p> <p><u>第29条 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。</u></p> <p>第30条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>附則 第13期定時株主総会の決議による変更後の定款第6条第1項を平成14年7月1日付をもって「当会社の1単元の株式数は、100株とする。」と変更する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

平成14年3月31日付をもって監査役柳瀬 征氏が辞任により退任されましたので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
菅 生 新 (昭和34年8月8日生)	昭和59年4月 藤沢薬品工業株式会社入社 平成2年6月 有限会社サクセス大阪入社 平成5年11月 株式会社エグゼクティブ大阪設立 代表取締役 (現任) 平成13年6月 株式会社エフアンドエム 監査役 (現任)	—

(注) 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成14年3月31日付をもって監査役柳瀬 征氏が辞任により退任されましたので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
柳 瀬 征	平成10年6月 当社監査役 平成14年3月 退任

第5号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役および従業員に対し発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式90,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

(2) 発行する新株予約権の総数

900個（1個当たりの目的となる株式数は100株）

なお、株式分割または株式併合を行った場合は上記(1)と同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立していな

い場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成18年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。
- ② 権利行使日、その他細目については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が、新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上